田原市指定ごみ袋取扱店

募集マニュアル

令和５年７月版

田　　原　　市

「田原市指定ごみ袋取扱店」を募集しています

　本市では、平成30年2月から家庭系ごみの有料化を実施しています。このことに伴い、市が指定する有料のごみ袋（以下「指定ごみ袋」という。）を販売していただく「指定ごみ袋取扱店」を募集しています。

１　指定ごみ袋の種類及び販売価格（ごみ処理手数料）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 種類 | 容量 | 販売価格（税込み）  １冊10枚入り | 販売単価（税込み）  バラ売り | 発注単位 |
| もやせるごみ  こわすごみ  （兼用） | 大　（45L） | 225円／冊 | 45円／**2枚** | 1箱  （50冊入り） |
| 中　（30L） | 150円／冊 | 15円／枚 |
| 小　（20L） | 100円／冊 | 10円／枚 |
| 特小（10L） | 50円／冊 | 5円／枚 |

※バラ売りにつきましては、ごみ減量のため、レジ袋の代わりに指定ごみ袋を販売するものであり、ご協力いただける店舗のみでの取扱いとなります。

※バラ売りの45Lについては、2枚単位の販売となりますのでご注意ください。

２　指定ごみ袋取扱店について

（１）指定ごみ袋取扱店の指定

　　　本市から指定ごみ袋取扱店（以下「取扱店」という。）の指定を受け、指定ごみ袋を販売していただきます。

　　　（指定を受けた販売店については、その名称、所在地等を告示します。）

（２）主な業務

　　①　指定ごみ袋の販売及び在庫管理

　　②　徴収したごみ処理手数料の納付

　　③　必要書類及び報告書類の作成

（３）指定ごみ袋取扱店の表示

　　　取扱店指定証を店頭の見やすい場所に掲げ、指定ごみ袋を置く場所にごみ処理手数料（税込み）を表示してください。

３　指定ごみ袋販売にあたっての注意事項

1. 指定ごみ袋の価格は、市条例で定める手数料ですので取扱店が値引きしての交付や景品等として無料配付することはできません。

　例外として、「コミュニティ協議会又は地区自治会」に限り、ごみ問題に対する認識を高め、ごみ減量及び資源の有効活用につながる活動を行った場合は、無料配付することができます。

* 大量に購入される方には一言ご確認いただき、景品等の目的としての購入が確認された場合は、制度の趣旨と協力についてお願いしてください。

　　②　指定ごみ袋の販売価格（ごみ処理手数料）は、消費税を含んでいます。税込価格を掲示して販売してください。販売いただく際は、混乱を招かないように「税抜価格」と「消費税」に分けて表示しないようにしてください。

　　③　指定ごみ袋の売上については、課税売上として計上してください。

　　④　必ず4種類全ての10枚入り指定ごみ袋を販売してください。4種類全てを取り扱う必要があるため、計画的かつ効率的な発注をお願いします。加えて、レジ袋の代わりにバラ売りしていただける際には、それぞれの取扱店で必要な種類（大きさ）の指定ごみ袋を販売してください。

　　⑤　指定ごみ袋を市民に販売し、在庫管理を適正に行ってください。

　　⑥　指定ごみ袋の適正な管理を怠ったことにより、汚損、破損、紛失及び盗難等した場合及びバラ売りの際に10枚入り袋から出してから破損した場合は、指定ごみ袋の交換及びごみ処理手数料の返納には応じられません。

　　⑦　指定ごみ袋の販売後に、市民から不良品の持込みがあった場合は、新しいごみ袋と交換してください。不良品は、市が回収しますので保管しておいてください。ただし、不要になった等の理由による指定ごみ袋の返品には応じないでください。

　　⑧　販売店へお支払いする販売手数料（繰替払分）は、課税売上として計上する必要があります。

　　⑨　印紙税法第5条第3号（別表3）の定めにより、地方公共団体の公金の取扱いをする取扱店は金額にかかわらず、指定ごみ袋に係る領収書に収入印紙を貼る必要はありません。

４　指定ごみ袋取扱店に関する事務

**【発注フロー図】**



（１）指定ごみ袋の発注（図①）

　　①　発注方法

　　　●田原市指定ごみ袋発注書（別紙2）に必要事項を記入し、本市が指定する卸売業者（以下「卸売業者」という。）に対してＦＡＸ又はメールにて発注してください。

　　　●発注は、卸売業者で随時受け付けますが、卸売業者への発注は、原則、毎月第2金曜日までとなります。指定ごみ袋の引き取りは、発注した月の25日から月末までとなります。（土日祝日及び年末等は卸売業者と要調整）

　　　●発注書は、卸売業者が保管するため、原則電話での発注はできません。

　　②　発注単位

　　　●指定ごみ袋は、1箱（50冊入）単位にて発注してください。

（２）指定ごみ袋の受領（図②）

　　　●卸売業者から指定ごみ袋を受領した場合には、種類と数量を確認のうえ、受領書（参考様式）を卸売業者へお渡しください。

　　　●卸売業者から指定ごみ袋を受領したときに交付される引渡書（参考様式）は、5年間保存してください。

　　　●指定ごみ袋の受け取りは、原則月1回としてください。

　　　●指定ごみ袋は、卸売業者と連絡のうえ、直接受け取りに行ってください。

（３）指定ごみ袋の販売及び徴収（図③、図④）

　　　●「３　指定ごみ袋販売にあたっての注意事項」を遵守してください。

（４）ごみ処理手数料の納付等（図⑤、図⑥）

　　①　納入通知

　　　●卸売業者の月締め報告（取扱店から提出された受領書）に基づき、取扱店が本市に納付する額（ごみ処理手数料）から本市が取扱店に支払う額（販売手数料）を差し引いた額の納入通知を翌月中旬に発送します（指定ごみ袋の受領数＝販売数とみなす）。

　　　●指定ごみ袋の販売手数料は、別表に規定する販売手数料の額に消費税及び地方消費税相当額を加算して得た額になります。

別表（販売手数料）

|  |  |
| --- | --- |
| 指定袋４５リットル用１０枚につき | ２０.８８円 |
| 指定袋３０リットル用１０枚につき | １３.９２円 |
| 指定袋２０リットル用１０枚につき | ９.２８円 |
| 指定袋１０リットル用１０枚につき | ４.６４円 |

　　②　ごみ処理手数料の納付

●納入通知書の内容を確認し、記載された納入期限（翌月上旬）までに、田原市

指定金融機関及び田原市収納代理金融機関（納入手数料が不要）へ一括納入

してください。口座振替はできません。

　　　●納入期日までに納付されない場合は、指定ごみ袋の発注受付を停止させていただきます。

　　《参考例》

　　　■2月中に指定ごみ袋を受領した場合

　　　　①3月上旬　　　　　　卸売業者が2月分の月末締め報告を市へ提出

▼

　　　　②3月上旬　　　　　　市は取扱店に納入通知書を発送

▼

　　　　③4月上旬　　　　　　金融機関で2月分を納付

●田原市指定金融機関及び田原市収納代理金融機関

|  |
| --- |
| 三菱UFJ銀行、愛知みなみ農業協同組合、豊橋信用金庫、蒲郡信用金庫、岡崎信用金庫、豊川信用金庫、東海労働金庫、豊橋商工信用組合  ※上記金融機関以外でも納付は可能ですが、別途、手数料がかかる場合があります。 |

（５）取扱店の廃止

　　　●取扱店は、取扱店の指定を廃止しようとするときは、廃止する日の1月前までに田原市指定ごみ袋取扱店廃止届を提出してください。

　　　●取扱店は、取扱店の指定を廃止しようとするときは、その保有する指定ごみ袋を市に返還してください。市は、返還を受けた指定ごみ袋のうち既に納入されたごみ処理手数料から相当分の指定袋販売手数料を差し引いた額を取扱店に還付します。

５　募集対象及び取扱店の条件

（１）小売業その他営利事業を行っている者で、次のいずれにも該当するもの

ア　市内に店舗を有すること ※

イ　指定シールを取り扱うために必要な資力及び信用を有すること

ウ　市税を滞納していないこと

※市外の店舗であっても、市民の利便性を考慮し、取扱店として指定することが

あります

６　提出書類

　田原市指定ごみ袋取扱店に関する要綱に基づき、次の書類を揃えて、田原市市民環境部廃棄物対策課まで提出してください（郵送／メール等も可）。

①田原市指定ごみ袋取扱店申請書（様式第１号）　　　１部

②店舗又は事務所の位置図　　　　　　　　　　　　　１部

③誓約書（様式第２号）　　　　　　　　　　　　　　１部

④取扱店一覧表（必要な場合のみ） 　　　　　　　　　１部

※チェーン店等で、同一申請者が複数店舗を一度に申請する場合

７　審査結果の通知

　提出された申請書をもとに、本市で審査の結果、取扱店として契約を締結することができると判断された方には、契約関係書類を郵送します。また、審査した結果、契約を締結することができないと判断された方には、その旨を書面にて通知します。

８　申請から販売開始までの流れ

　申請から指定ごみ袋の取扱いまでの流れは、概ね次のとおりです。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 取扱店 | 田原市 | 卸売業者 |
| ①申請書の提出  ●申請書（様式第１号）  ●位置図  ●誓約書（様式第２号）  ●取扱店一覧表（必要な場合）  ⑤契約書（２部）  ⑥契約書（２部）送付  ●記名、押印  ⑨関係書類  ●契約書（１部）取扱店控  ●取扱店指定証    ⑩注文  ●FAX／メール等  ⑬受領・販売開始 | ②申請受理  【窓口】廃棄物対策課  ③審査  ④指定通知  ●契約書（２部）送付  ⑦契約完了【告示】  ●市HP等で公表  ⑧関係書類送付 | **2週間**  **2週間**  ⑪在庫  確認  ⑫引渡し |

９　申請期限

随時募集します。

１０　指定証の掲示及びごみ処理手数料の表示

　契約完了後、田原市指定ごみ袋取扱店指定証を送付しますので、店頭の見えやすい場所に掲げ、店舗又は事務所内の指定袋を置く場所にごみ処理手数料を表示してください。

１１　契約情報の変更

　取扱店の申請書に記載された内容（社名・代表者名・販売責任者名等）に変更があった場合には、田原市指定ごみ袋取扱店変更届（「田原市指定ごみ袋取扱店に関する要綱」を参照。）を提出してください。

１２　取扱店関係（Ｑ＆Ａ）

Ｑ１　通信販売・訪問販売を行なっているものですが、指定ごみ袋取扱店になれますか。

　　Ａ　市内に販売店又は店舗等があることが要件になります。販売店又は店舗等がない場合は指定ごみ袋取扱店にはなれません。

Ｑ２　小売店でない事業所（病院など）は、指定ごみ袋取扱店になれますか。

　　Ａ　販売店又は店舗での取り扱いを原則としているので、その事業所の形態により判断させていただきます。

Ｑ３　指定ごみ袋の受領時に現金支払はできますか。

　　Ａ　受領時に現金で支払うことはできません。本市が送付する納入通知書により金融機関で納入することとなります。

Ｑ４　手数料の納付が遅れた場合はどうなりますか。

　　Ａ　正当な理由なくして手数料の納付が指定期日までに納入されなかった場合は、次回以降の指定ごみ袋の発注ができなくなります。

Ｑ５　お客さまがたまぽカードなどのポイントを使って、指定ごみ袋を購入することはできますか。

　　Ａ　市が指定した価格で販売するのであれば、代金の徴収方法は問いません。

Ｑ６　指定ごみ袋の購入時に、たまぽカードなどのポイントを付加することはできますか。

　　Ａ　指定ごみ袋の販売に対するポイントの付与は、指定ごみ袋の値引きにつながることからできません。

Ｑ７　取扱店の指定を廃止しようとするときに、指定ごみ袋1枚単位からでも、還付してもらえるのか。

　　Ａ　バラ売り協力店については、1枚から還付します。なお、P.4別表（販売手数料）に記載の金額から１枚（45リットルは2枚）単位で算出するものとします。

１３　市民対応（Ｑ＆Ａ）

Ｑ１　なぜ指定ごみ袋は市販のごみ袋に比べて価格が高いのですか。

　　Ａ　指定ごみ袋の料金は、条例で定めるごみ処理手数料です。市民の皆さんには、出すごみの量に応じて、ごみ処理にかかる費用の一部を負担していただき、それと引き換えに指定ごみ袋をお渡しするという仕組みです。

Ｑ２　指定ごみ袋からごみがはみ出した状態で、ごみステーションに出してもいいですか。

　　Ａ　袋の持ち手とベロ部分をしっかりと結び、ごみがはみ出さないようにしてください。袋の入り口部分が結ばれておらず、ごみがはみ出していると回収されません。

Ｑ３　全てのごみは、指定ごみ袋を使用して出さなければいけないのですか。

　　Ａ　指定ごみ袋を使用しなければならないごみは、「もやせるごみ」と「こわすごみ」です。

Ｑ４　指定ごみ袋を使わずに「もやせるごみ」や「こわすごみ」を出したらどうなるのですか。

　　Ａ　指定ごみ袋以外でごみを出した場合は、違反ごみとして回収いたしません。詳しくは、廃棄物対策課までお問い合わせください。

Ｑ５　指定ごみ袋は青色の1種類しかないのですか。

　　Ａ　指定ごみ袋は、「もやせるごみ」と「こわすごみ」の兼用です。それぞれ指定された回収日に指定ごみ袋に入れて出してください。

１４　その他

　指定ごみ袋の外装袋には、バーコードが表示されていますので、ＰＯＳシステム等を導入している取扱店は、読み取り設定を行なうことが可能です。

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 指定ごみ袋 | GS1事業者コード（国コード含む） | | | | | | | | | 商品アイテムコード | | | CD |
| 大　（45L） | 4 | 5 | 8 | 9 | 4 | 2 | 9 | 9 | 4 | 0 | 0 | 4 | 4 |
| 中　（30L） | 4 | 5 | 8 | 9 | 4 | 2 | 9 | 9 | 4 | 0 | 0 | 3 | 7 |
| 小　（20L） | 4 | 5 | 8 | 9 | 4 | 2 | 9 | 9 | 4 | 0 | 0 | 2 | 0 |
| 特小（10L） | 4 | 5 | 8 | 9 | 4 | 2 | 9 | 9 | 4 | 0 | 0 | 1 | 3 |

　申込み・問い合わせ先

〒441-3492　田原市田原町南番場３０番地１

田原市市民環境部廃棄物対策課（南庁舎２階）

電　話　0531-23-3538

ＦＡＸ　0531-23-1832

メール　[haikibutsu@city.tahara.aichi.jp](mailto:haikibutsu@city.tahara.aichi.jp)

【別紙２】

　　　年　　　月　　　日

卸売業者　　　　　　　　　御中

ＦＡＸ

住　所

事業所名

連絡先

田原市指定ごみ袋発注書

下記のとおり注文いたしますので、よろしくお願いいたします。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 種類 | | 発注数量 |
| ４５Ｌ（５０冊／箱） | | 箱 |
| ３０Ｌ（５０冊／箱） | | 箱 |
| ２０Ｌ（５０冊／箱） | | 箱 |
| １０Ｌ（５０冊／箱） | | 箱 |
| 引取り希望日時 | 月　　日　　時　　分　頃 | |
| 備　　考 | | |